



下呂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 日

下呂市長 山 内



令和 8 年下呂市規則第65号

下呂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市福祉医療費助成条例施行規則（平成16年下呂市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第4号の1 (第3条関係)

(表)

福祉医療費受給者証		子ども (未就学児)	
負担者番号			
受給者番号			
受給資格者	居住地		
	氏名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名 及び	岐阜県下呂市		
交付年月日			

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いの請求は、DX審査支払機構へ併用レセプトで提出してください。(社保分の柔整・あはきは国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
〈入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は助成されません。〉
(岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

(表)

福祉医療費受給者証		子ども (未就学児)	
負担者番号			
受給者番号			
受給資格者	居住地		
	氏名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名 及び印	岐阜県下呂市		
交付年月日			

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものではありません。国保分の請求は国保連合会へ、社保分の請求は支払基金へ併用レセプトで提出してください。(社保分の支払基金へはきき国保連合会へ提出してください。)

また、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
 入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は助成されません。>
 (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

様式第4号の2 (第3条関係)

(表)

福祉医療費受給者証		子ども (小中学生)
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名 及び印	岐阜県下呂市	
交付年月日		

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものではありません。国保分の請求は国保連合会へ、社保分の請求はDX審査支払機構へ併用レセプトで提出してください。(社保分の乗替・あはきは国保連合会へ提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
<入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は助成されません。>
(岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

(表)

福祉医療費受給者証		子ども (小中学生)	
負担者番号			
受給者番号			
居住地			
氏名			
生年月日			
有効期間			
発行機関名 及び印		岐阜県下呂市	
交付年月日			

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いの請求は、国保分、国保分併用レセプトで提出してください。(社保の支払基金へはききい)ただし、入院時食事療養費に係る食事費・あはききい)ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
 <入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は助成されません。>
 (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

様式第4号の3 (第3条関係)

(表)

福祉医療費受給者証		子ども (高校生等)
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名 及び印	岐阜県下呂市	
交付年月日		

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願ひするものでありますから、国保分の請求は国保連合会へ、社保分の請求はDX審査支払機構へ併用レセプトで提出してください。(社保分の乗替・あはきは国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
 入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は助成されません。>
 (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

(表)

福祉医療費受給者証		子ども (高校生等)	
負担者番号			
受給者番号			
受給資格者		居住地	
氏名			
生年月日			
有効期間			
発行機関名 及び印	岐阜県下呂市		
交付年月日			

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものではありません。国保連合会へ、社保分の請求は支払基金へ併用レシートで提出してください。(社保分の整理・あはきには国保連へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。	注 意 事 項 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。 ＜入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は助成されません。＞ (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。) 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。
--	---

様式第4号の4 (第3条関係)

(表)

福祉医療費受給者証		重 度
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居 住 地	
	氏 名	
	生年月日	
有 効 期 間		
発行機関名 及 び 印	岐阜県下呂市	
交 付 年 月 日		

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願ひするものから、国保分・後期高齢者医療費国保連合会へ提出し、国保分はDX審査支払機構へ併用していただく。自己負担分の請求書は、(在保分の整理・あはきは国保連合会へ提出し、自己負担分の請求書を提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る生活療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
 入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は助成されません。>
 (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法又は高齢者医療確保法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

(表)

福祉医療費受給者証		重 度
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居 住 地	
	氏 名	
	生年月日	
有 効 期 間		
発行機関名 及 び 印	岐阜県下呂市	
交 付 年 月 日		

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付では国保連合会へ請求から、国保分・後期高齢分の請求は国保連合会へ提出し、自分の請求は支払基金へ併用レセプトで提出してください。(社保分の請求は支払基金へ提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る生活療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
 入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は助成されません。>
 (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法又は高齢者医療確保法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

様式第4号の6 (第3条関係)

(表)

福祉医療費受給者証		母子家庭等
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名 及び印	岐阜県下呂市	
交付年月日		

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願するもの、社保からの国保分・後期高齢者で、年齢分の請求は国保連合会へ提出してください。請求はDX審査支払機構へ併用レセプトで提出してください。(社保分の請求書を提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る生活療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
 入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は助成されません。>
 (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法又は高齢者医療確保法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

(表)

福祉医療費受給者証		母子家庭等
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名 及び印	岐阜県下呂市	
交付年月日		

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願ひするものと、国保分・後期高齢分の請求は国保連合会へ、社費からの請求は支払基金へ併用レセプトで提出してください。(社保分の請求は支払基金へ提出してください。ただし、入院時食事療養費に係る生活療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。)	注意事項 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。 ＜入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は助成されません。＞ (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。) 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法又は高齢者医療確保法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。
---	--

様式第4号の7 (第3条関係)

(表)

福祉医療費受給者証		父子家庭	
負担者番号			
受給者番号			
受給資格者	居住地		
	氏名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名及び	岐阜県下呂市		
交付年月日			

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付では国保連合会へ、社保からは国保分・後期高齢者の請求は国保連合会へ提出し、請求はDX審査支払機構へ併用レセプトで提出してください。(社保分の求書提出は国保連合会へ提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る生活療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

注 意 事 項

- 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。
 入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は助成されません。>
 (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。)
- 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法又は高齢者医療確保法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。
- 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。

(表)

福祉医療費受給者証		父子家庭	
負担者番号			
受給者番号			
受給資格者	居住地		
	氏名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名 及び印	岐阜県下呂市		
交付年月日			

(裏)

○岐阜県内の医療機関へお願い この受給者証を提示された方は、下呂市条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願するものから、国保分・後期高齢者で、年齢分の請求は国保連合会へ、自分の請求は支払基金へ併用して提出してください。(社保分の請求は支払基金へ提出してください。)ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。	注 意 事 項 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切に保持してください。 ＜入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は助成されません。＞ (岐阜県外の医療機関等ではこの取り扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで証明書等により下呂市の担当窓口で償還を受けてください。) 2 医療機関で診療を受けるときは、社会保険各法又は高齢者医療確保法の被保険者等であることの確認を受けた上、この証を窓口へ提示してください。 3 この証の記載事項又は加入保険の変更があったときは、14日以内に届け出てください。 4 資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかに下呂市長にこの証を返してください。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。
-

